

# 立山ゆかりの寺院の出開帳

野口安嗣\*

## はじめに

これまで「立山ゆかりの寺院」に関しては、『伊呂波字類抄』<sup>1)</sup>に記載された薬勢上人建立の本宮・光明山・報恩寺、慈興上人建立の芦峯寺・安楽寺・高禪寺・禪光寺や岩峯寺の研究、『加越能寺社由来』<sup>2)</sup>貞享2年(1685)、『芦峯寺一山会文書』<sup>3)</sup>正徳元年(1711)の条に記載された立山末社の森尻寺・日中寺・大傳寺・文殊寺・千坊ヶ原寺・岩峯寺・芦峯寺の研究があげられる<sup>4)</sup>。

また、真言宗鷹尾山蓮王寺(小杉町)・真宗大谷派念法寺(大山町本宮)・真宗大谷派大徳寺(魚津市持光寺)・浄土宗光明山来迎寺(富山市梅沢町)・真宗本願寺派称念寺(高岡市)などには、「立山ゆかりの寺院」としての縁起<sup>5)</sup>が残されている。これらの縁起は、寺格を高めるために近世に作られたものかもしれない。しかし、縁起のほかにも、立山にかかわる霊像や立山曼荼羅などが残されてい

る寺院もあり、称念寺や来迎寺では、慈興上人の年忌法要を勤めたり立山の出開帳を実施していたことも文献資料から明かである。この出開帳については、先学研究のなかで唯一廣瀬誠氏だけが、岩峯寺衆徒との関係で触れているにすぎない<sup>6)</sup>。

そこで本稿では、「立山ゆかりの寺院」のなかで、加賀藩政期において出開帳の実施が確認できる称念寺と来迎寺について、当時立山の宗教的諸権利をつかさどっていた立山衆徒との対立を通してその実態を明らかにしていく。これにより、加賀藩の立山にかかわる出開帳に対する認識を考察し、藩の宗教政策の一端を知る一助ととらえたい。

なお、文献資料としては、『自他国寶物并法談願旧記』<sup>7)</sup>をもとに、『越中宝鑑』<sup>8)</sup>『越中立山古記録』<sup>9)</sup>を援用して論じていく。

## 1 称念寺の出開帳

### 1.1 由来

浄土真宗本願寺派称念寺には、木造立山大権現本地仏(写真①)<sup>10)</sup>や立山曼荼羅(写真②)<sup>11)</sup>などが残されており、立山にかかわる縁起の書上が加賀藩に提出されている。

史料①は、称念寺が文政4年(1821)に岩峯寺衆徒との出開帳をめぐる争論の際、火災により焼失した縁起を調べたものであり、その由緒は次のとおりである。

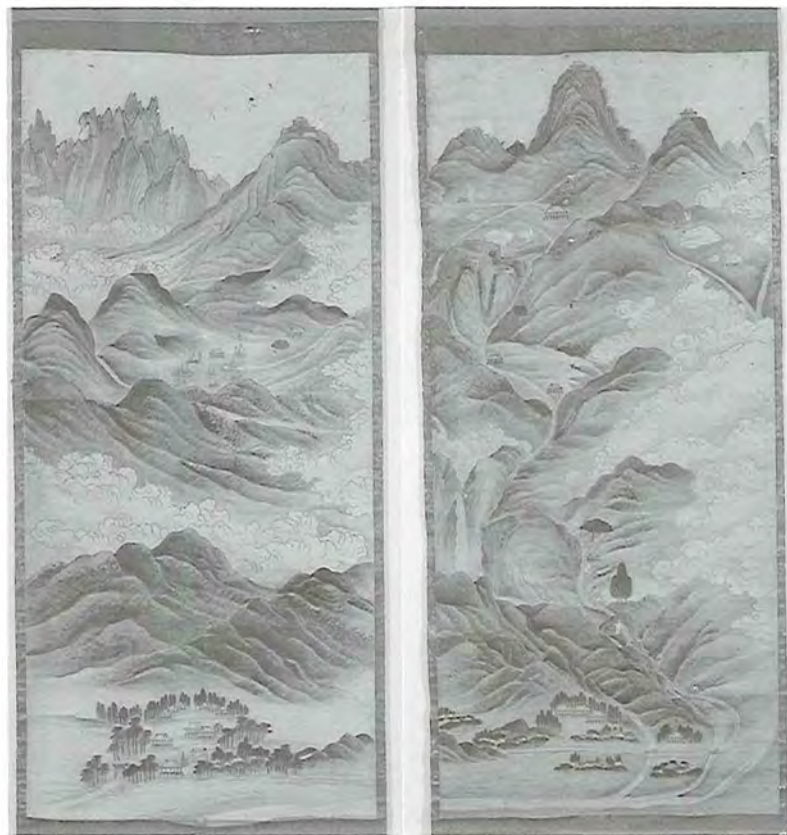
拙寺の由緒は、佐伯有頼の俵、有信が慈現と称して当寺の開基となり、慈興上人自作の阿弥陀如来像

を受け継いでいる。往古は無宗派の立鷹山金光明院と称し、3代目慈耳の時真言宗となり立鷹山金光明院塚原称念寺と称し、代々立山別当職を勤めてきた。その後、本條庄三分一村に移転し、この地が寺塚原と呼ばれるようになった。文明年中(15世紀後半)33代順照の時に浄土真宗に改宗し、別当職を岩峯寺に譲った。元亀2年(1571)3月上杉謙信が攻め込んできて、それ以前の桃井氏や椎名氏の下知状をはじめ立山に関する数多くの証文が焼かれ、婦負郡野積谷大戸に閑居した。そして、慶長年中(1600年頃)に高岡へ移転し、現在にいたっている。

\*富山県[立山博物館]



写真①：立山権現本地仏（木造）



写真②：立山曼荼羅〔称念寺本〕

『自他国寶物并法談願旧記』 文政4年(1821) 9月3日の条より、以下を翻刻する。

史料①

立山開闢在原左衛門尉有頼と申、江州志賀之郡之官人ニ而、謂有之当国新川郡布勢之乾と申所ニ居住御座候、於時大宝元辛巳二月地其立山江登り依靈夢自剃髮仕、阿弥陀如来之尊像を彫刻仕本尊と敬し候、有頼紛佐伯有信是又釈門ニ入自慈現ヲ称し候、是則当寺之開基ニ而慈興上人自作本地阿弥陀如来と申傳候、夫々依頼千余歳拙寺安置仕候義相違無御座候、右由諸等岩峠寺ニも旧記等も可有之旨奉存候、往古ハ何宗と定りなく立鷹山金光院と唱立山別当仕、右阿弥陀如来之尊像を本尊と仕一心称念仕候事故、おの徒加ら外々も寺を称念寺と称し申候。

其後弘法大師登山之節佛像等彫刻奉納御座候内、釈迦如来之尊像等も拙寺ニ傳り申候、右弘法大師真言宗秘密之宗義弘通ニ付、則三代目慈耳義則真言宗ニ相成夫々立鷹山金光院塚原称念寺と申代々相統仕立山別当職相勤申候、其後東條庄三分一村と申所江替地仕候所、塚原称念寺と申々自然と塚原ハ地名之様相成候故、おの徒から近在寺塚原村与称し申候今ニ中郡ニ而寺塚原村存在仕候、其後文明年中 蓮如上人北陸御経廻之刻、拙寺三拾三代目順照ハ代々当御宗門致帰依改宗仕候、其後当御宗旨おゐて立山之別当宗風ニ而不應、旁別当職を相譲万山之義者岩峠寺江何申候。

右寺塚原村居住之刻合戦之妨々ニ相成候哉、元亀二年三月上旬上杉謙信当国乱入之刻焼亡被申候、其以前立山之義ハ付信濃越後兩國ハ彼是争論御座候處、富山御太守桃井播磨守殿ハ取捌有之、其後山下麓之百姓ハ山之義ニ付彼是非分申懸候處、新川郡松倉之城主権名孫八入道殿ハ下知有之事濟仕候、古證等其外山ニ付而之證文教多傳來申候得共、右諸書物等替以其節焼失仕候而、婦負郡野積谷大戸と申所ニ閑居仕罷在堂等再建之心願御座候得共、乱世ニ而唯昼夜御治世を奉念候而、三十余ヶ年之間月日を送り申候、其後慶長年中ニ高岡江転地仕候義ニ御座候。

また、『越中宝鑑』<sup>8)</sup>の称念寺寺社由来によれば、その由緒は次のとおりである。

○称念寺 梶原淵町に在り真宗大谷派に属す。大宝元年慈興法師本国立山に登りて弥陀を称念し、其子慈觀居を射水郡三歩一村に卜して称念寺と号せり。天長八年五世慈俊に至り空海法師に皈して真言宗に改め、三十一世順照に至り蓮如上人に皈して真宗に改め、慶長四年領主前田利長に従い今の地に徙れり。宝物に慈興法師作立山権現阿弥陀如来等あり。

これらの由来書や宝物の伝来を通して、称念寺は立山にかかわりの深い寺院であったと考えられる。

## 1.2 実施状況

称念寺は、文政3年(1820)の5月15日～21日まで、慈興上人千百回忌の法事と称して、立山伝来の宝物を開帳している。そして翌年の5月1日～10日まで、能登七尾の光徳寺などで出開帳を実施している。史料②は、岩峠寺衆徒が加賀藩に対してあてた書状の一節で、称念寺が光徳寺などへの出開帳の実施にあたり、立山大権現本地仏や立山伝来の宝物を開帳する立札を掲げ、立山禅定絵図を頒布したり納経帳を発行したのに対して、岩峠寺が役僧を遣わしてこの事実を確認したものである。

『自他国寶物并法談願旧記』 巳(文政4年) 7月の条より、以下を翻刻する。

史料②

当五月朔日ハ同十日迄能州所口光徳寺を始所々ニおゐて、立山大権現本地阿弥陀如来并宝物披露と申詳札ヲ出、殊ニ立山禅定付之絵図既日本回国之行者江納経帳等書出申由承り申、役僧とも所口江罷越承合候所、右相違無御座候。

また、天保10年(1839)10月の称念寺から加賀藩への願書には、「拙寺傳來之立山宝物等、富山於大徳寺ニ彼方門徒共江為致内拜候ニ付」<sup>10)</sup>とあり、称念

寺が富山の大徳寺でも実施したことが確認できる。

### 1.3 岩嶺寺衆徒との争論

岩嶺寺衆徒は、称念寺の文政4年(1821)能登の光徳寺などの出開帳で、立山禪定絵図を頒布し納経帳を発行し、さらに立山前別当と名乗っていることは断じて放置しておくことはできないとして、称念寺を直ちに取調べ立山伝来と称する宝物をすべて取り上げていただきたいと藩に訴えている<sup>13)</sup>。これに対して称念寺では、由来を調べて書上げ(史料①)、立山禪定絵図は立山別当の頃より伝わる大幅掛物(立山曼荼羅か)を絵図にしたものであり、慈興上人の年忌の際に欲しい者に分けているだけで差し障りはないとしている。また、日本廻国行者に対する納経帳については、「前別当」と記載しており、立山の「別当」は岩嶺寺であることは明かであり、その上、拙寺は立山より20里余りも離れているので紛らわしいことはないと答えている<sup>14)</sup>。

しかし、これに納得できない岩嶺寺衆徒は、再度訴状を藩に提出しており、以下はQ:岩嶺寺衆徒の質疑<sup>15)</sup>に対してのA:称念寺の答弁<sup>16)</sup>である。

Q:称念寺は、立山開基慈興上人の由来を知らずして、推測を書き並べている。慈興上人自作の本尊は自分たちが所持しているというが、慈興上人自作の尊像は檀家に多く伝わっており、自作の尊像があるからといって、由緒があるとは限らないのではないか。

A:拙寺は、立山開基慈興上人の由来は存じており、立山の本地阿弥陀如来は法爾自然の仏で、山上に御鎮座していることは紛れもないことである。この仏を有頼が拜んで彫刻したものを、慈現上人以降拙寺にて安置しており、この尊像こそ由緒あるものである。

Q:称念寺は、立山の宗派(天台宗)でもないのに、慈興上人の遠忌法会を勤めることができるのは何故か。明らかに称念寺の利欲のためであり、その証拠として所口の光徳寺で出開帳を実施して、歎

料を取っているのではないか。

A:岩嶺寺は、慈興上人が天台宗を広めたというが、天台宗は延暦年間であり、慈興・慈現の大宝年間の立山開闢の頃は無宗派であり、拙寺が別当職を勤めたことにより法会を行った。また、法会や出開帳は利欲のためではなく、光徳寺に限らず類寺(同じ宗派の寺)が拜礼を希望すれば実施している。

Q:仮に称念寺の開基慈現だけが別当職を勤めていたならば、慈現だけが前別当であり、後代まで前別当と名乗るのはおかしいのではないか。

A:拙寺は、慈現以降代々立山の寺務にたずさわっており、往古の寺格として立山前別当塚原称念寺と名乗っている。

Q:立山の本地阿弥陀如来は、立山の峯に御鎮座されており、たとえ慈興上人自作の尊像でも、立山の尊像とは、立山に限ったものだけをさす。また立山に関係する宝物も、他所にはないはずである。

A:立山の本地阿弥陀如来は、立山の峯に御鎮座されていることは間違いなが、尊像や宝物は諸宗でも散在する例は多くあり、拙寺も往古に所持したものである。

Q:称念寺は祈願を嫌う宗風で、回国行者の納経を取り扱っていないのではないか。

また、称念寺は、再三にわたって改宗しており、立山の宗風に背いているのではないか。つまり、開基遠忌とは慈興上人ではなく、称念寺開祖の慈現上人の誤りではないのか。

A:拙寺では、確かに祈祷・祈願の宗風ではないが、回国行者が納経を望むならばいつでもその求めに応じている。

拙寺の開祖は慈現上人ではあるが、慈興上人が立山を開いて以来、その倅慈現上人以降代々立山の寺務にたずさわっており、慈興上人の恩恵をもって拙寺は存続しており、遠忌法会を営んでいる。

Q:称念寺が希望者に立山禪定絵図を頒布したり、納経帳で施物を受け取ったりすることは、岩嶺寺

の寺務に支障をきたしているの、やめさせてもらいたい。また、称念寺は希望者に宝物を拝礼させているというが、所口（七尾）までも行って積極的に出開帳をしているのではないか。

A：拙寺は、岩嶺寺が諸堂修復の支障をきたすならば、絵図を頒布したり納経帳を差し出すことは、今後希望者であっても断ることにする。

Q：称念寺は、由緒書が火災により焼失したため残っていないといっている。それならば由来の証拠は無い訳だから、称念寺が所持している立山の宝物は、残らず取り上げてもらいたい。

A：これまでの回答からわかるように、拙寺伝来の宝物は、拙寺の由緒によって伝えられている物であり、これ以上岩嶺寺があればこれ言わないように指導してもらいたい。

この訴状と応答に対して、加賀藩からの裁決を示す史料は見あたらない。しかし、天保10年（1839）称念寺の寺社奉行所への願書<sup>129</sup>から、加賀藩の認識を判断することが出来る。加賀藩では、称念寺の富山大徳寺での実施に対して、立山大権現本地仏の本地仏とは立山に限ったものであり、絵伝（立山曼荼羅）についても岩嶺寺が開帳すべきものであり、称念寺には認められないとした判断を下している。

## 1.4 小結

称念寺の出開帳は、立山ゆかりの寺院として、文政4年（1821）5月1日～10日の能登七尾の光徳寺と天保10年（1839）以前に富山の大徳寺で実施され

ている。宿寺の開帳寺院では、立山前別当として称して、立山大権現本地阿弥陀如来像や立山曼荼羅と考えられる絵伝など立山にかかわる宝物を開帳し、立山禅定絵図を頒布したり納経帳を書き出して施物を受け取ったりしている。

しかし、称念寺の出開帳の記録を確認できるのはこれだけであり、それ以前あるいはそれ以降に実施されていたかについては、現存する史料から判断せざるを得ない。

称念寺の出開帳において、開帳寺院の光徳寺や大徳寺とともに浄土真宗本願寺派の寺院であり、称念寺では、「是迄類寺等之内ニ而、宝物為致内拝候義者、御役所江茂相願不申弘通仕候、他之御領ニ而茂類寺之事故、不指支義与相心得罷在申候」<sup>130</sup>として、同じ宗派の寺院であれば藩に許可を願い出ずとも出開帳は実施してもかまわないと認識していたことがわかる。それゆえ、称念寺の出開帳は、岩嶺寺衆徒が藩に訴えて争論になった光徳寺や大徳寺以外にも、天保期以前では藩の許可無く、同じ宗派の寺院であれば他国も含めて実施されていたと考えるべきではないだろうか。

ところが、『高岡称念寺願書』<sup>131</sup>天保10年（1839）亥10月の条において、加賀藩から、「宝物弘通方近年改而御領国之義者、相願御聞届之上弘通相仕、他国他領之義者、出入共不相成段、一統江厳重ニ被仰渡置候」の方針が言い渡されるにいたり、称念寺では、「以後、右宝物弘通内拝共御指留之段被仰渡、奉得其意候」として藩の方針を受け入れていることから、これ以降の出開帳はできなかったと考えられる。

## 2 来迎寺の出開帳

### 2.1 由来

浄土宗光明山来迎寺には、立山にかかわる寺社縁起の書上や木造矢疵阿弥陀如来立像（写真③）<sup>100</sup>・立山曼荼羅（写真④）<sup>101</sup>などが残っている。

『越中宝鑑』<sup>81</sup>の来迎寺社由来によれば、その

由緒は次のとおりである。

本寺ノ来歴ヲ按スルニ、北陸道大將軍正二位大納言藤原朝臣佐伯有若左エ門尉有基卿ノ嫡男有頼、故アリテ大宝二年佛勅ヲ蒙リ出家シテ慈興ト称シ、本國立山ヲ開基シ其麓ニ一字ヲ創立シ五智山圓福寺ト



写真③：矢疵阿弥陀如来立像（木造）



写真④：立山曼荼羅『来迎寺本』

号シ、同山別当職ノ寺坊ト為ス。今尚千坊ケ原ト称シ其旧蹟ヲ存ス。後チ四百九十一年ヲ経テ久寿二年住僧光明坊林海会マ立山権現ノ靈告ヲ被ムリ、婦負郡萩島ニ移転シ七堂伽藍ヲ興起ス。林海復タ上京シ法然上人ヲ師トシ超世別願ノ奥旨専修念佛ノ深理及ヒ浄家ノ譜脈ヲ相傳ス。遂ニ上人ノ命ヲ奉シ北国ヲ巡行ス。是時、寺号ヲ改メテ光明山来迎寺ト称シ、始メテ浄土宗ニ転ス。斬テ越後ニ赴キ、道俗ヲ教化ス。故ニ、本寺ヲ北國念佛最初ノ道場ト称ス。亦、此地ノ名利ナリ。

また、『明治四十年十二月下旬 立山開創以来光明殿来迎寺 縁起』<sup>17)</sup>によれば、来迎寺は、立山開基慈興上人により造立され、真言宗五智山円福寺と称して歴代の住僧は立山の別当職につき、千住ヶ原にあったとされる。久寿2年(1155)林海法印の時に、立山権現の仏勅瑞夢があり、婦負郡萩島村に移る。建久8年(1197)林海法印は都に登り、法然上人を師と仰いで光明房と称し、五智山円福寺から光明山撰取院来迎寺と称して浄土宗に改宗し、北国念佛最初の道場となる。その後、文亀2年(1502)26世乗誉大山上人の時に、萩島村より富山町桑原へ引っ越しす。そして慶長14年(1609)28世覚誉岑上人の時に高岡に移り、慶長19年(1614)に前田利長が没した後再び富山へ引っ越しす。

これらの由来書きや宝物の伝来を通して、来迎寺は立山にゆかりの深い寺院であったと考えられる。

## 2.2 実施状況

来迎寺は、天保14年(1843)の5月25日から6月1日まで能登七尾の宝幢寺で、6月5日から10日まで宇出津の天徳寺で出開帳を実施している。この出開帳は、能登での廻檀配札活動の芦峠寺衆徒によって、「今般能州ニ而立山大権現本地阿弥陀如来開帳所々ニ而相企宿寺等相定申ニ付、当山ノ彼地廻檀之衆徒、岩峠寺ノ之開帳与相心得聞捨ニ仕リ罷帰リ、岩峠寺江此旨相晰候処、岩峠寺ニ而者開帳等之企毛頭無之、何者之仕業ニ候哉与申聞候、且又頃日能州鶴

出辺廻檀之衆徒帰山仕申聞義ハ、同所於天徳寺事々敷開帳有之、標札之表写取罷帰リ候」<sup>18)</sup>として確認されており、史料③はその写し取った標札の内容である。

『自他国寶物并法談願旧記』 卯(天保14年)7月の条より、以下を翻刻する。

### 史料③

立山開基在若左エ門入道象欲直作

立山大権現本地阿弥陀如来

并法然上人直筆之画像宝物等

卯五月廿五日ヨリ来朔日迄 越中

於能州七尾 来迎寺

開山在若左エ門入道象欲直作

開扉立山大権現本地阿弥陀如来

并法然上人直筆之画像宝物等

卯六月五日ヨリ十日迄 越中

鶴出町於天徳寺 来迎寺

これをうけて、岩峠寺衆徒も能登からの立山登山の参詣者の聴き取りによって、「前月分能州所之口宝幢寺暨宇出津天徳寺ニおみて出開帳仕、此節者飯田之辺江越専ら相勤候由、何レ茂立山之開帳与各随喜して群集仕様子、右者能州ノ登山参詣之者詳カル申聞、全ク彼地之者共ニ承り候、相違も有御座間敷与奉存候」<sup>19)</sup>として、出開帳実施の確認をしている。

## 2.3 立山衆徒の訴状と加賀藩の対応

天保14年(1843)の来迎寺の能登での出開帳に対して、芦峠寺・岩峠寺ともに寺社奉行へ調査依頼の訴状を提出している。

### (1) 芦峠寺の訴状<sup>19)</sup>

芦峠寺衆徒は、来迎寺が掲げた標札に「立山開基在若左エ門入道象欲直作」とあが、元来立山開基上人とは「佐伯有頼公法躰慈興上人」のことであり、

芦峯寺支配のもと大切に奉り芦峯寺・岩峯寺衆徒の間で代々受け継がれている。それなのに、他の宗派から立山開基上人を紛らわしく唱えられ広められては、いままで諸国の信者に培った信用が台無しになるので、企人・宿寺を調べ取り締まってもらいたいと訴えている。

(2) 岩峯寺の訴状<sup>19)</sup>

岩峯寺衆徒は、出開帳の許可願いを藩に提出していないにもかかわらず、能登で立山の出開帳が実施され、群衆がありがたがって多くつめかけていると能登からの立山参詣者から聞いた。これでは、立山の参詣がなおざりとなり、しいては別当の職掌にもかわり迷惑しているので、早急に能登での出開帳の実態を調べ取り締まってもらいたいと訴えている。

(3) 加賀藩の対応

寺社奉行織田左近は、所口町奉行津田昇に能登での出開帳の実態の調査を命じている(史料④)。これをうけて津田は、宝幢寺からの聞き取りをおこない、来迎寺の出開帳については届け出がなかったことを報告している(史料⑤)。

『自他国寶物并法談願旧記』 卯(天保14年)7月廿四日の条より、以下を翻刻する。

史料④

立山権現出開帳之趣仕成、能州所口等於所之取払候躰、立山岩峯寺衆徒承およ飛迷惑之旨等別紙断書附出候ニ付、御指越夫々相志らへ申進候

史料⑤

宝幢寺手前承候処、越中富山来迎寺鎮守立山大権現本地阿弥陀如来開扉供養い多し候義ニ而、先達而立山権現開帳之相届候義ハ不行届趣申聞候

また、寺社奉行所は、富山藩の和田少左衛門<sup>20)</sup>等に対しても富山藩領来迎寺の取り調べを命じている(史料⑥)。これをうけて富山藩では、来迎寺が届け

出もなく能登で出開帳を実施したことを確認し不届きであるとして罰しており、今後他領での開帳を差し止めたことを加賀藩に報告している(史料⑦)。

『自他国寶物并法談願旧記』 卯(天保14年)7月の条より、以下を翻刻する。

史料⑥

於他領致開非候而ハ、第一立山御本社開帳尔も似寄紛敷儀御縮方尔も指支候處、此度之次第来迎寺手前御聞志らべ委曲御申越、猶又以来各様之心得違無之様巖重御申渡置候

『自他国寶物并法談願旧記』 (天保14年)八月十一日の条より、以下を翻刻する。

史料⑦

依而取札候處、寺中切開扉先例茂御座候得共、他江罷越候之趣振合無御座全心得違之趣申出候、尤先達而法用ニ而能州江罷越候儀者願出候得共、大開扉等之儀者何之申聞も無御座候、右躰之致形不届至極ニ付巖重答申付候、猶又被仰遣之通立山御本社尔似寄紛鋪御座候故、以後他所江指出候儀差留申候、右貴殿如斯御座候、以上

八月十一日

奥村空左衛門 判

篠原織部 様

西尾式部 判

織田左近 様

佐脇教馬 判

品川左門 様

和田少左衛門 判

貴報

この結果、宿寺の宝幢寺・天徳寺は、150日間の閉門、出開帳を頼んだ富山来迎寺は100日間の閉門に処せられている<sup>19)</sup>。

## 2.4 小結

来迎寺の出開帳は、立山ゆかりの寺院として、天保14年(1843)5月25日～6月1日まで能登七尾の宝幢寺、6月5日～6月10日まで宇出津の天徳寺を



宿寺として実施されている。宿寺の開帳寺院では、立山大権現本地阿弥陀如来像などの尊像や宝物が開帳され、群衆が随喜した様子は、能登からの立山参詣者によって知らされている。

しかし、来迎寺の出開帳の記録を確認できるのはこれだけであり、それ以前あるいはそれ以降に実施されていたかについては、現存する史料から判断せざるを得ない。

来迎寺の出開帳において、開帳寺院の宝幢寺や天徳寺はともに浄土宗の寺院であり、来迎寺では称念寺の出開帳同様、同じ宗派の寺院であれば他領においても実施してかまわないと認識していたと考えられる。それゆえ、来迎寺が能登での出開帳の際に、

立山の開帳と称し群衆が随喜するほど賑わいを生むということは、1度きりの実施では考えづらく、廻壇配札中の芦峯寺衆徒によって発覚した天保14年(1843)以前からも根付いて実施されていたと考えざるべきではないだろうか。

天保14年(1843)の来迎寺の出開帳に対して、立山衆徒はそれぞれ加賀藩に訴えをおこしているが、それに対する来迎寺からの返答史料は見あたらない。しかし、富山藩から「立山御本社<sub>ル</sub>似寄紛鋪御座候故、以後他所<sub>江</sub>指出候儀差留申候」(史料⑦)と言い渡されるにいたり、これ以降の出開帳の実施はできなかつたと考えられる。

### 3 まとめ

本稿では、加賀藩政期における称念寺と来迎寺の出開帳の実態について検討してきた。両寺の出開帳の実施が明らかになったのは、立山衆徒の加賀藩への訴状からである。しかし、両寺の出開帳がいつ頃から実施されていたのかや、両寺以外の立山ゆかりの寺院でも出開帳が実施されていたのかについては、史料的制約から明らかにすることはできない。

両寺の出開帳は、宿寺の開帳寺院がそれぞれ同じ宗派の寺院であるからという認識で、藩へ許可願いを届け出ることなく実施していたと考えられる。これに対して加賀藩では、称念寺が「慈興法師九百年回忌以来只今居住仕候高岡<sub>ニ</sub>、法延執行仕候處、是迄之年回<sub>ニ</sub>何等之沙汰も無御座候」<sup>14)</sup>として、慈興上人の900回忌以降これまで(文政4年)藩からは何の指図もうけていないと書き上げているように、文政・天保期に立山衆徒から訴状が出されるまでは黙認していたのではないかと考えられる。

では、なぜこの時期に、立山衆徒は両寺の出開帳を問題にしたのだろうか。これ以前から立山ゆかりの寺院によって出開帳が実施されていたと考えるならば、立山衆徒はその実施を知らなかつたのか、知

っていても問題にしなかつたのか、あるいは問題にしたが史料が残っていないだけなのかは判断しがたい。ただ、その理由の一つとして、次のことが考えられる。文化・文政期に入ると、社寺・霊山参詣は庶民層にも拡大・浸透し、全国的な隆盛を見せている。立山も例外ではなく、文化11年(1811)3月の芦峯寺衆徒から加賀藩への書上によれば、「右諸参詣人<sub>并</sub>湯入等之人々、大躰四千斗も御座候、尤、年<sub>ニ</sub>寄候<sub>而</sub>増減は御座候得共、右之人々往来共多クは止宿仕候」<sup>20)</sup>とあり、この頃には立山参詣者と立山温泉への宿泊者を合わせると年間約4000人にもおよんでいる。立山ゆかりの寺院にしてみれば、「立山之開帳与各随喜して群集仕」<sup>19)</sup>とあるように、この人気にあやかすることで、群衆から養銭など多大な信施を集めたと考えられる。それゆえ、立山衆徒にしてみれば、「立山大権現之支配之義ハ岩峯寺<sub>ニ</sub>付、立山開基上人ハ芦峯寺支配仕候」<sup>18)</sup>とあるように立山の宗教的諸権利を守り、立山への参詣者を迎えるためにも見過ごすことができなかつたと指摘できる。

これに対して加賀藩は、称念寺には他領での出開

帳の差し止めを命じており、来迎寺には富山藩を通して差し止めを命じている。つまり、加賀藩では立山の靈山御師に対する支配に混乱をきたすという理由から、立山大権現をつかさどる別当職は岩峯寺に、立山開基上人をつかさどるのは芦峯寺として、立山のことは立山衆徒がつかさどるべきであるという認

識がみらる。それは、文化・文政期以降も芦峯寺や岩峯寺には出開帳が許可されている<sup>20</sup>ことや、文久3年(1863)の岩峯寺の出開帳の際には、来迎寺の出開帳のときに処罰された宝幢寺・天徳寺でも宿寺が許可<sup>21</sup>されていることから伺えるのではないだろうか。

## 註

- 1) 『伊呂波字類抄』十巻本収載の巻四「立山大菩薩願給本縁起」に所収。
- 2) 『加越能寺社由来』(上巻 1974年4月、下巻 1975年6月、石川県図書館協会)。加賀藩が加賀・越中・能登三州の寺庵・堂社の由緒を書き上げさせたものの中から、貞享2年(1685)の寺院由緒書上を中心に編集したもの。
- 3) 『越中立山古記録 第4巻』73頁。
- 4) これらの寺院の由来や所在を論じた研究としては、石原与作「立山信仰に関する提言」(『富山県地学地理学研究論集 第4集』所収、富山地学会、1964年9月)、佐伯幸長「南北六所考」「七末寺」(『立山信仰の源流と変遷』所収、立山神道本院、1973年9月)、佐伯立光「里寺の成立」(『立山町史上巻』所収、立山町、1977年10月)、山元重男「立山信仰」(『大山の歴史』所収、大山町、1990年3月)などがあげられる。
- 5) 蓮王寺縁起(『射水郡誌 下』403~404頁所収、小杉町、1909年)。念法寺縁起(『大山町史』1584頁所収、大山町役場、1964年)。大徳寺縁起(『魚津市史 上巻』855頁所収、魚津市、1968年3月)。
- 6) 廣瀬誠「立山衆徒の絵解きをめぐって」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収、桂書房、1984年10月)。
- 7) 『自他国寶物并法談願旧記』藩の菩提所、外護所、祈禱所などの寺庵による宝物公開及び法会・再建等の願についての元禄8年(1695)~慶応4年(1868)までの記録。金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵
- 8) 『越中宝鑑』越中の主な社寺の縁起や名所の沿革を紹介したもの(『日本名蹟図誌第4編』渡辺市太郎編、光彩館、1898年10月)。
- 9) 『越中立山古記録 第2巻』(高瀬保、立山開発鉄道株式会社、1990年4月)。
- 10) 富山県[立山博物館]解説図録(「神像・仏像は語る」12・15頁、1998年9月)を参照のこと。
- 11) 富山県[立山博物館]解説図録(「立山のこころとカタチ」8・12頁、1991年11月)を参照のこと。
- 12) 『高岡称念寺願書』天保10年(1839)亥10月の条。金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵
- 13) 『自他国寶物并法談願旧記』巳(文政4年)7月の条。
- 14) 『自他国寶物并法談願旧記』文政4年(1821)9月3日の条。
- 15) 『自他国寶物并法談願旧記』巳(文政4年)11月の条。
- 16) 『自他国寶物并法談願旧記』文政4年(1821)12月の条。
- 17) 「来迎寺の阿弥陀如来像」(『富山県の文化財 第1集』所収、45~47頁、富山県教育委員会、1961年3月)。
- 18) 『越中立山古記録 第2巻』92頁。
- 19) 『自他国寶物并法談願旧記』卯(天保14年)6月の条。
- 20) 高瀬保編「富山藩分限帳」(『富山藩侍帳 越中資料集成1』所収、154・214頁、桂書房、1987年3月)。
- 21) 『越中立山古記録 第1巻』225頁。
- 22) 拙稿「立山衆徒の出開帳」(『富山県[立山博物館]研究紀要第11号』所収、富山県[立山博物館]編集・発行、2004年3月31日)。
- 23) 拙稿「岩峯寺衆徒の出開帳」(『富山県[立山博物館]研究紀要第10号』所収、56~58頁、富山県[立山博物館]編集・発行、2003年3月31日)。